

## 足立区小規模事業者等経営改善補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、経営力の強化に取り組む足立区（以下「区」という。）内の小規模事業者等が、経営改善計画書の作成をとおして、経営を客観的に見直すとともに、収益を得るために必要となる直接的な設備投資及び店舗改修に要する経費について、区がその経費の一部を補助し、将来にわたって発展するための支援を行うことで、魅力ある小規模事業者等として競争力の強化を図り、もって区内経済の活性化と産業振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、小規模事業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める小規模企業者をいう。ただし、常時使用する従業員の数は30人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については10人）以下とする。

### (事業内容)

第3条 この要綱に基づく支援として実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 計画作成相談 中小企業相談員又はマッチングクリエイター（以下「相談員」と総称する。）が小規模事業者等の経営改善に係る計画書を作成するための相談に応じること。
- (2) 補助金交付 小規模事業者等が実行した事業に対し、経費の一部を交付すること。
- (3) 事後訪問 前号に規定する補助金の給付を受けた小規模事業者等に対し、相談員が訪問し、相談業務を行うこと。

### (計画作成相談の実施義務等)

第4条 前条第1号に規定する相談を受けようとする者は、産業振興課に相談の予約を行うものとする。

- 2 前条第2号の補助金交付を受けようとする者は、第12条の認定申請を行う前に、前条第1号の計画作成相談を受けなければならない。

### (補助対象事業)

第5条 第3条第2号の規定による補助金は、次の各号に掲げる補助金とし、各補助金の対象事業については、当該各号に掲げる事業とする。

- (1) 機械設備等購入費補助 生産力・販売力向上を目的とした設備、備品等の購入、設置工事、修理又は改造を行う事業
- (2) 店舗改修費補助 集客力向上を目的とした設備、備品等の購入又は店舗改修を行う事業
- (3) 操業環境改善費補助 操業環境の改善・生産力向上を目的とした近隣住民への配慮のための防音、防臭、防振等の工場改修並びに工場改修に伴う設備等の更新及び導入を行う事業

- 2 前項各号に規定する補助金は、同一年度においてそれぞれ重複して受けることができないものとする。

### (機械設備等購入費補助及び店舗改修費補助に係る対象者)

第6条 前条第1項第1号又は第2号の補助金（以下この条において「本補助金」という。）

の申請ができる者は、次に掲げる要件を全て満たす小規模事業者等とする。

- (1) 区内で継続して1年以上同一の事業を営む個人又は法人（区を本店の所在地とする登記を行って1年以上経過している者に限る。）であること。
- (2) 経営改善計画書で定めた機械設備等の設置や店舗の改修等を申請時点で開設後1年以上経過している区内の事業所及び店舗で実行すること。
- (3) 住民税、個人事業税、法人都民税及び法人事業税を滞納していないこと。
- (4) 前年度に本補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 過去に本補助金の交付を受けている場合、当該交付に係る実績報告書等、区が求めた書類又は証明書を提出していること。
- (6) 本補助金の交付を受けようとする経費について、国又は地方公共団体若しくはこれらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (7) 本補助金の交付を受けようとする経費について、足立区新製品・新事業開発補助金交付要綱に基づく足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていないこと。
- (8) チェーン店又はフランチャイズ店ではないこと。
- (9) 改修等を実施する場合、工事後に該当の建物等が建築基準法関係法令に違反しないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第5号まで若しくは同条第5項に掲げる営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でないこと。
- (11) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。

（操業環境改善費補助に係る対象者）

第7条 第5条第1項第3号の補助金（以下この条において「本補助金」という。）の申請ができる者は、次に掲げる要件を全て満たす小規模事業者等とする。

- (1) 区内で継続して3年以上同一の製造業・機械修理業等を営む個人又は法人（区を本店の所在地とする登記を行って3年以上経過している者に限る。）であり、申請時点で開設後3年以上経過している事業所又は工場で第5条第1項第3号に規定する対象事業を実施していること。
- (2) 大企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が単独で当該小規模事業者等の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していないこと。
- (3) 大企業が複数で当該小規模事業者等の発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していないこと。

- (4) 当該小規模事業者等の役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していないこと。
- (5) その他大企業が実質的に小規模事業者等の経営に参画していないこと。
- (6) 経営改善計画書で定めた設備の更新や工場の改修等を、区内で実行すること。
- (7) 住民税、固定資産税、個人事業税、法人都民税又は法人事業税を滞納していないこと。
- (8) 前年度に、本補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 過去に本補助金の交付を受けている場合、当該交付に係る実績報告書等、区が求めた書類又は証明書を提出していること。
- (10) 本補助金の交付を受けようとする経費について、国又は地方公共団体若しくはこれらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (11) 本補助金の交付を受けようとする経費について、足立区新製品・新事業開発補助金交付要綱に基づく足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていないこと。
- (12) チェーン店又はフランチャイズ店ではないこと。
- (13) 改修等を実施する場合、工事後に該当の建物等が建築基準法関係法令に違反しないこと。
- (14) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第5号まで若しくは同条第5項に掲げる営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でないこと。
- (15) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。

(暴力団の排除)

第8条 前2条に定めるもののほか、足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号）第7条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 区長は、必要に応じ申請者又は交付決定事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かについて警視庁に対して確認を行うことができる。

(申請前後の現地調査受入れの義務)

第9条 操業環境改善費補助を申請しようとする小規模事業者等は、第3条第1号の規定す

る相談を受ける前に、防音、防振、防臭等の必要の有無を確認する区の現地調査を受けなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、操業環境改善費補助を申請した小規模事業者等は、第12条の認定後から第15条の交付申請の前までに、認定事業の実施状況を確認する区の現地調査を受けなければならない。

(補助対象経費等)

第10条 第5条第1項の補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる補助の区分に応じて、当該各号に掲げる経費とし、経費ごとに税込みで算定し、1千円未満を切り捨てて算出する。この場合において、有期又は定期的な支払を行う経費については、1年分を上限として算入することができる。

(1) 機械設備等購入費補助の対象経費は、次に掲げる費用とする。

ア 機械設備等購入費 生産力・販売力向上に必要な機械設備等購入費

イ 機械設備等リース料 生産力・販売力向上に必要な機械設備等リース料 (対象経費となる機械設備等に係るものに限る。)

ウ 機械設備等設置工事費 生産力・販売力向上に必要な機械設備等設置工事費 (対象経費となる機械設備等に係るものに限る。)

エ 機械設備等修理費又は改造費 生産力・販売力向上に必要な機械設備等の性能を高めるための修理費又は改造費 (対象経費となる機械設備等に係るものに限る。)

オ 機械設備等維持費 生産力・販売力向上に必要な機械設備等の性能を維持するための費用 (対象経費となる機械設備等に係るものに限る。)

(2) 店舗改修費補助の対象経費は、次に掲げる費用とする。

ア 機械設備等購入費 集客力向上に必要な機械設備等購入費

イ 機械設備等リース料 集客力向上に必要な機械設備等リース料 (対象経費となる機械設備等に係るものに限る。)

ウ 機械設備等設置工事費 集客力向上に必要な機械設備等設置工事費 (対象経費となる機械設備等に係るものに限る。)

エ 機械設備等修理費又は改造費 集客力向上に必要な機械設備等の性能を高めるための修理費又は改造費 (対象経費となる機械設備等に係るものに限る。)

オ 機械設備等維持費 集客力向上に必要な機械設備等の性能を維持するための費用 (対象経費となる機械設備等に係るものに限る。)

カ 設計工事費 集客力向上に必要な店舗改修の設計費及び工事費

キ 店舗デザイン相談費 集客力向上のために建築士、店舗デザイナー等に相談した経費

(3) 操業環境改善費補助の対象経費は、次に掲げる費用とする。

ア 工場改修費 操業環境の改善・生産力向上に必要な工場改修の設計費及び工事費

イ 工場改修に伴う設備更新・導入費 操業環境の改善・生産力向上に必要な工場改修に伴う設備更新費及び導入費

- 2 前項各号に定める補助の対象となる経費の詳細は、募集案内等で別に定める。

- 3 第1項第2号カの設計工事費並びに同項第3号アの工場改修費及び同号イの工場改修に伴う設備更新・導入費については、新築又は増築に要した費用は含まないものとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、機械設備等購入費補助又は店舗改修費補助にあつては、前各項に定める補助の対象となる経費の合計額が7万5千円に満たない場合について、第5条第1項第3号の補助にあつては、前各項に定める補助の対象となる経費の合計額が80万円に満たない場合について、補助対象としない。

(補助割合及び金額)

第11条 機械設備等購入費補助及び店舗改修費補助に係る補助金の額については、前条の規定により認められる補助対象経費の3分の2に相当する額（1千円未満の端数を切り捨てる。）とし、補助上限額を200万円とする。

- 2 操業環境改善費補助に係る補助金の額については、前条の規定により認められる補助対象経費の2分の1に相当する額（1千円未満の端数を切り捨てる。）とし、補助上限額を250万円とする。

(補助金の認定申請)

第12条 第5条第1項の補助金交付を受けようとする小規模事業者等は、足立区小規模事業者等経営改善補助金申請書（様式第1号又は様式第2号）に次に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添付し、区長が指定する日までに提出するものとする。

(1) 個人事業者 住民票、直近の個人事業税納税証明書（又は非課税証明書）、住民税納税証明書（又は非課税証明書）、直近の青色申告書又は白色申告書の写し及び開業届の写し。

(2) 法人 履歴事項全部証明書、直近の法人住民税・法人事業税納税証明書（又は非課税証明書）並びに直近の確定申告書及び決算書（損益計算書及び貸借対照表を含む。）の写し。

(3) 申請者のうち次に掲げる者 それぞれ次に定める書類

ア 機械設備等購入費補助申請者 見積書又は経費見込み額を証明する書類

イ 店舗改修費補助申請者 見積書又は経費見込み額を証明する書類及び店舗改修前の現況写真

ウ 操業環境改善費補助申請者 見積書、企業概要パンフレット、固定資産税納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（1期分）、計画概要書（工場的位置図、平面図、立面図、写真等）、現工場（既存工場）の外観と内部の現況写真、当該事業の実施に伴う効果が分かる資料（カタログ、仕様書等）

- 2 前項に規定するもののほか、本項に該当する者は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 店舗改修費補助及び操業環境改善費補助については、改修する建物が補助を受けようとする者の所有ではない賃貸物件の場合は、補助金の交付を受けようとする者が区に、改修承諾書（様式第3号）を提出するものとする。

(2) 店舗改修費補助のうち、第10条第1項第2号キの店舗デザイン相談費については、補助金の交付を受けようとする者が区に、建築士、店舗デザイナー等との相談内容

報告書(様式第4号)を提出するものとする。

3 区長は、前2項の申請書等の提出を受けたときは、その内容を足立区小規模事業者等経営改善補助金審査要領(27足産中発第2149号 平成28年3月31日 産業経済部長決定)に定める審査基準により審査の上、補助金交付対象事業としての認定の可否及び交付限度額を決定し、交付を認める場合にはその旨及び交付限度額を足立区小規模事業者等経営改善補助金認定通知書(様式第5号又は様式第6号)により、交付を認めない場合には足立区小規模事業者等経営改善補助金不認定通知書(様式第7号)により申請者に通知する。

4 区長は、前項の認定に際し、条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第13条 前条第3項の認定を受けた小規模事業者等(以下「事業対象者」という。)が補助金の申請を取り下げるときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金取下届出書(様式第8号)を区長に提出しなければならない。

(申請内容の変更等)

第14条 事業対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金事業計画変更申請書(様式第9号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 第5条第1項で定める対象事業を変更するとき。

(2) 第10条第1項で定める経費区分を変更するとき。

(3) その他申請内容に大きく変更が生じるとき。

2 区長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を足立区小規模事業者等経営改善補助金審査要領に定める審査基準により審査の上、変更を承認する場合は足立区小規模事業者等経営改善補助金事業計画変更承認通知書(様式第10号)により、承認しない場合は足立区小規模事業者等経営改善補助金事業計画変更不承認通知書(様式第11号)により、事業対象者に通知する。

3 区長は、前項の承認に際し、条件を付すことができる。

(補助金の交付申請)

第15条 事業対象者は、区長が指定する日までに、足立区小規模事業者等経営改善補助金交付申請書(様式第12号又は様式第13号)に第12条第2項により認定した経費支払の根拠書類を添付して区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する経費の支払方法は、金融機関等に記録が残る支払い方法とする。ただし、区長の承認を得た同一支払先につき100万円未満の経費の支払方法については、この限りでない。

(補助金の額の決定)

第16条 区長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、内容を審査し、補助金交付限度額の範囲内で交付額を決定する。この場合において、当該申請における第12条第2項により認定した経費の支払に疑義がある場合は、当該疑義があった経費を対象経費から除外することができる。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金交付決定通知書（様式第14号又は様式第15号）により、申請者に通知する。

3 区長は、審査に当たり、必要と認める場合は、現地調査を行うことができる。

（補助金の請求及び支払）

第17条 前条の通知を受けた事業対象者が補助金を請求しようとするときは、区長の指定する日までに、足立区小規模事業者等経営改善補助金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第16号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する請求書を受領したときは、請求内容を確認のうえ補助金を支払うものとする。

（事後訪問の実施及び実績報告書の提出）

第18条 事業対象者は、補助金の交付を受けた場合は、相談員による事後訪問を受けるものとする。

2 事業対象者は、区長の指定する日までに、決算書類等を添えて、実績報告書（様式第17号）を区長に提出しなければならない。

（資産管理及び処分の制限）

第19条 補助金の交付を受けた小規模事業者等は、本補助事業により取得し、又は効用が増した機械等設備及び改修により効用が増した店舗、工場等の財産（以下「取得財産等」という。）については、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金取得財産等処分承認申請書（第18号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定日の属する年度の終了後5年間を経過した場合又はやむを得ない事由によると区長が認めた場合は、この限りでない。

（交付決定等の取消し）

第20条 区長は、事業対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定及び対象事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 対象事業の認定、補助金の交付決定の内容、これらに付した条件、その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

（4） 機械設備等の区外設置や区外店舗の改修など、足立区外での計画実行が判明したとき。

（5） 補助を受ける事業の経費について、国又は地方公共団体若しくはこれらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けていること又は受ける見込みがあるとき。

（6） 補助金の交付決定又は対象事業の認定を受けた単年度において足立区新製品・新事業開発補助金交付要綱に基づく足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていることが判明したとき。

（7） 足立区小規模事業者等経営改善補助金交付請求書兼口座振込依頼書を期限までに提出しないとき。

(8) 前条に係る取得財産等の設備の処分を、区長の承認を得ずに行ったとき。

(9) 第6条及び第7条に定める要件に該当しないこと又は第8条に該当することが判明したとき。

(10) 第13条の足立区小規模事業者等改善補助金取下届出書の提出があったとき。

(11) 補助金の交付決定に係る事業の実施において、当該決定に係る第15条第1項の補助金交付申請書等の内容と異なる行為があったと認められるとき。

2 区長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金交付決定及び補助金交付対象事業の認定取消通知書(様式第19号)により通知する。

(補助金の返還)

第21条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業対象者に補助金が交付されているときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金返還請求通知書(様式第20号)により、期限を定めて返還させる。

2 区長は、前項の返還金が納付されない場合は、延滞金を付して納付させるものとする。

3 前項に定める延滞金の利息は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に規定する遅延利息の割合を適用する。

(補助金の経理等)

第22条 補助金受給者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした挙証資料を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第23条 補助金受給者は、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査又は報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(公表)

第24条 区長は、補助金受給者の名称及び補助事業の内容を公表することができる。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は産業経済部長が別に定める。

付 則(30足産産発第1605号 平成30年11月15日 区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に30足産産発第1604号平成30年11月14日区長決定により廃止した足立区小規模事業者経営改善補助金交付要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行



為とみなす。

付 則（31足産産発第479号 令和元年5月22日 区長決定）

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

付 則（2足産産発第1078号 令和2年8月18日 区長決定）

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

付 則（3足産産発第874号 令和3年7月16日 区長決定）

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

付 則（4足産産発第48号 令和4年4月8日 区長決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の足立区小規模事業者等経営改善補助金交付要綱の規定は、施行日以後に、第12条の規定により申請を行った者に適用し、同日前に当該申請を行った者については、なお従前の例による。

付 則（5足産産発第143号 令和5年4月26日 区長決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の足立区小規模事業者等経営改善補助金交付要綱の規定は、適用日以後に、第12条の規定による申請を行った者に適用し、同日前に当該申請を行った者については、なお従前の例による。

付 則（6足産産発第384号 令和6年5月14日区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。